北 錦 に 対 す る ∇ 入 検 査 望

山

九 九三年 平 成 \mathcal{F}_{1} 年)六 月二五 В

大阪市 北 区 西天満五-九 1 \mathcal{H} 谷 山ビル 八

阪 医 療人

代 表 弁護士 里 和 夫

務局長 山 梁 雪

8 A X 三六五--0 六八五六

F 九

阪 府 医療法違反 院 (以 の 組 下 指 等 湋 の 大 が 重 和 大な][束 病 z 院 5 人権侵害 ٢ n たと 15 Ļ١ L -の ţ١ 7 ろ 事 ま き であ 実が す ま $\overline{}$ ≥認めら りま の た 運 ょ す 営に う が ħ に ` おい 事態の そ 医 の 7 一療法 後 b 改善にむけ 精 X 神保健 引き 北 錦 슾 法 大 た違加大和人

導 をく 昌 等 り返 か 5 の て 投 も効果が 書 電 話 あ 等 が か っ 5 て ļ١ 断 ti ļ١ ŧ 4 す の لح 눈言 大 ゎ 和 ざる Ш 病 を得 院 の ま 医 钋 療 ん の 実 態 は

を に、 実 導 従 つ 5 左 査 7 記事項 室)が ħ 厚生省 るこ ٢ に 労働 を つき (健 要望 省 **使康政策局** 合 医療法 1,5 同プ た L 人北錦 ロジェ 指 ま 導課 す ٥ 会全 クト 保 健 体 ・ チ 及 医 一療局 CK 1 大 4 和 を 精 組 Ш 神 組織され 病 保 健課、 院に 大阪 保険 ∇ λ 府 局 ٤ 医 査

医 瓿 及 CF 護 ス 夕 フ の 勤 つ 7

える 法 あるところ 人北錦会系 常勤医は一 ħ の 査 列病 現実 で 名 は 院と の 12 み は であ か 和 実質 けもちで週三日勤務)、右三名のうち週 Ш る 病 (資料 院 的 な は 常 \mathcal{H} 1 勤 \circ 〇床 医 F, 師 は三名 デオテー 弱 で 基 しであり 準 ・プ、追 護 (うち二名 っ そ て 提出が -は医 越 療

立 ち な 虚 り検 医が 偽 記 査が 載 \mathcal{H} 名 患 で ~必要で 者 あ Ļ١ 数 ると る か ある 考 の \bigcirc ょ 0 えざるを 。当セ j に記 近 く ン 得 載 は タ ts l Ų١ 7 行 日 が の 医 面 で 政に提出 談 師 した職員 現状 が を正 され В や患者の 確 T 患 に Ļ١ 者 把 る 数 握 名 供述によ する 簿 は 八 た 0 め 重

< 西 窪 医 師 が 主 治 医 ٤ な 2 T Ļ١ る 現 状 で あ る

資 ま た 2 院 患 護 六 \circ 表)。 人 で 日 勤 の 看 頀 ス 9 'n フ が - ` = 名 の 日 が で て () 3

る 届 ~ け 出 義 務 連 反 で あ 医 療法 る 従 っ 反 T で あ 医 ŋ 師 及 基 C準 看 看 頀 護 ス 違 夕 反 ッ フ 労 の 働 勤 基 務

入 院 置 に つ Ļ١ て

别

.

昼

夜

别

勭

務

時

間)

に

つ

L)

て

早

急

に

再

調

査

さ

ħ

た

Ļ١

0

体 局

制 に

病 す

対

開 か 保 ٤ 放 に に 健 が 病 な 保 院 医 望ま 棟 つ 頀 患 療 で T 室 者 局 の ١J に は る。 長 ļ١ 入 処 <u>۲</u> 通 遇 n 指 5 知 Þ 3 定 か 明 閉 ħ n 医 5 話 鎖 は が 明 l 病 後 Ļ١ 5 た 棟 精 日 な か 昭 に 神 医 () に 保 お 療 逸 六 健 L) 保 合 脱 Ξ T 法 護 に l 年 b の λ は 四 て で 精 院 Ļ١ 月 きる 神 の る 六 に 手 n 日 だ 基 続 あ 付 け づ き え 健 開 き が ず 医 放 な 任 発 的 さ \neg 意 第 環 任 ħ 入 四 境 意 る 院 で 入 Ξ ٤ 処 院 ٢ 3 号 遇 患 が 厚 す 者 明 5 4 る は

が Œ 方 ٤ 医 بح で 療 保 あ り、 護 入院 指 にも 定 医 か 制 か 度 わ は 形 5 ず 化 L 指 定 T 医 Ļ١ る の 診 察 は な か っ た ٤ の 訴 ż

務 員 看 護 婦 に ょ n ば 直 接 患 者 を 診 察 L T Ų١ な Ų١ 野 村 74 郎

む 医 実 為 師 を に が あ た う b 時 自 間 5 T だ 診 ļ١ H 察 る 大 L 和 た][] か 病 の 院 ょ に うに 在 院 カ し、 ル テ 指 に 定 自 5 医 の の サ 診 察 1 は ン な を か 書 2 き 込 た

ħ 5 は 健 法 医 療 法 に 抵 触 す る 恐 が 大 で あ る

反 明 訳 資 が T ま 料 な b た 4 さ 厚 生省 n Η 退 T K 院 通 () す 職 患 な 知 る 員 者 が に () 守ら 同 際 資 L n 料 診 T 察 追 3 Ļ١ は 2 な て 氏 退 Œ 提 の 院 L) ٤ 出 手 患 II ん \smile 紙 者 か تلح ` な 患 さ \frown 資 者 n 料 • ず n 5 保 氏 及 護 患者 C 者 務 同 に ^ 家族 きち の 員 告 h の の 知 陳 کے 内 述 l 容 プ 書 た に の $\overline{}$ 説 つ

病 院 内 で の 診 療 に つ 7

方 院 さ 患 n 者 安 T に の 対 お さ す ħ 切 る ナ る。 手 n な 診 紙 が 察 さ 特 は 月 n に 2 に 7 資 黄 Ξ T Ļ١ 料 患 色 日 ts _ 者 位 () Ļ١ П 粉 大 に 程 薬 ٢ 看 和 投 度 は、 護 っ Ш 薬 医 婦 T 病 は 師 体 は ょ 院 患 が ŋ 恐 が に 者 見 怖 の ふ 来 を 廻 7 手 5 T 診 ŋ ふら 紙 あ に 3 そ Ь 来 に $\overline{}$ の 問 る 資 資 な 指 料 料 ŋ 示 7 4 で (J 血圧低 画 T で 退 退 ___ () 的 院 な

の 述 書

る j 為 資 る 格 看 を 護 許 λ Þ 容 L 世 て 話 役 U る 患 者 医 療 に 現 ょ 場 る の 医 一療行 責 任 は、 為 Ī 管 \neg 睡 理 眠 者 • 剤 ï. 経 営 鎮 に 静

۲ 5 医 六 四 項 す る n が 大

内 に 者 す 容 ょ が b の Ĺ 院 j 費 た j þ 用 医 < 師 の 臨 交付 法 清 床 画 算とあ 第二二 ٢ さ は 的 n 無 た 条 わ 関 処 世 に 係 方 て 違 に 薬 箋 投 反 投 薬 L 薬 資 内 7 が * 容 処 処 方 __ の 方 箋 明 z 細 b ħ 示 の 交 る 交付 付 為 n さ を T n 当 氏 Ļ١ 等 強 な 然 < る の Ļ١ 薬 入 要 0 院 求 退 け 時 L 院 に た L の な 投 ۲ た ŋ 盚 لح 患

に

は

の

処

方

٤

濆

け

の

端

が

さ

医 T 師 ナ 元 n X な 病 5 z ŧ ملے が 院 の n 指 は 事 て 示 務 況 頀 Ļ 出 職 る か 婦 L 5 に す レ 判 渡 資 ぎ セ 断 料 プ 4 す 0 9 ١ る あ 請 氏 重 に 元 ん 求 は 病 の な b 院 大 カ に そ 投 和 ル n 事 薬 薬 テ 出 111 務 に 内 状 基 病 容 L たら 員 態 院 づ は で ļ١ を 患 て行 は 実 あ 者 患 務 を か 者一人 わ 的 ん 診 にこ 氏 n 察 \sqsubseteq ょ ۲ る L __ ŋ な 現場 の T 人 の L で ĻΊ の T 聴 で な 症 取 l, l の 19 61 状 た、 判 安 に 断 ١ \boxplus あ ٢ を の 才

b 반 C. ħ 法 た 5 医 事 療 態 の は、医 名 • 二 五 に 値 師 条 す 法第 に る 抵 診 一七 触 療 が す な る 恐 ---さ 九 ħ n が • T 大 Ļ١ で な あ . Ļ١ __ <u>=</u> ۲ る ۲ 条 は に 明 抵 5 触 か L で • あ 従 る っ て

四 슾 σ つ

n 一 カ 保 川た そ ħ を 護 の 病 は 九三 か λ 後 院 保 H 院 6 が 頀 保 年 る を 当 違 義 健 六 打 人 法 務 法 ち 月 ملح 権 に 者 及 五 セ 爾 の C^{c} T В つ ン 슾 代 そ T 面 面 9 拒 理 の 슾 슾 強 $\overline{\mathsf{A}}$ 絶 禈 を を通 時 制 に ٢ 用 妨 的 出 な H 害 に して $\overline{}$ た ろ 面 資 退 L ۰ う 슾 院 料 T 面 ٢ ٢ 制 11 V 3 슾 は す 阻 る 世 既 希 る が へ 資 たり 望 に 弁 絶 九 を 送 頀 対 九 料 出 付 士 的 Ξ 弁 10 L ٢ L に 年 た 頀 た の 禁 五 士を 入院 入 文 面 止 月 院 書 슾 さ $\overline{}$ 患 依 患 に \vdash 七 者 者 頼 明 に T 日 ょ 5 L に つ 付 b な 対 か Įλ る の \neg ĻΊ で T 聴 申 ょ あ L 取 う 医 る 大 者 書 入 Œ 療 が 和

٢ ۲ 2 ま た、 7 7 弁 頀 当 厚 人 # + 以 権 省 か 外 セ b ۲ ン b の 9 面 指 潰 슾 ż z を 通 ħ 拒 L て 否 た す ļ١ 勈 る る 슾 等 面 希 슾 望 精 に • 通 神 対 信 保 L 健 の 7 自 法 は 曲 の 運 の 法 用 原 の 則 上 規 の を 定 無 基 を 視 本 逆 精 手 た 神 に

通 信 ŧ 面 п に 0 す 分 る (ŋ ガ 五 1 日 ド 分 ラ に В 1 制 Þ ン に さ 日 れ 明 T 面 5 L١ か る が ٦ に 違 反 t L 厚 n T 生 T Ļ١ L١ る の な — L1 九 /\ ٤ /\ 年 面 の会

L 如 宛 通 < 電 信 Ļ١ 当 話 シ の ス 人 の 自 権 テ あ 由 4 12 セ つ ン た 2 ٤ な 9 Ļ١ T 2 通 宛 信 ŧ て お の に 手 関 ŋ 別 紙 紙 す 基 等 る 電 話 は 妨 本 害 で 的 検 の の λ 閱 権 訴 聴 が え 取 の 广 1_ 結 の 害 果 病 IJ 3 院 n ス 資 に 1 料 て 取 $\overline{)}$ 12 ļ١ る ŋ に F 示 当 げ 3 人 5 れ れ T いン る

五、その他入院患者の処遇について

T T 加 い呼 ۲ ŧ L١ え る ば 曔 き る 多 T 点 n 点 ŀ١ の 夕食 $\overline{}$ つ 数 T 既 業 ħ 出 いを 行 療 が 替 る 資 患 為 法 午 わ 点 者 料 を 後 ٤ ŋ 三時 3 . に 含 称 の 依 1 病 む L 速 院 存 昼 T 過 さ 内 l 食 ŧ ٤ で タ 朝 に 人 看 患 食 配 食 員 護 者 準 の 膳 不 人 を 備 配 3 氏 足 の b 安 に 膳 n . 手 含 価 従 を 高 紙 め 事 入 午 1 T 月 す 院 • 後 既 患 三 る 患 四 の 出 者 0 人 者 時 為 資 に 0 員 の に に 料 対 の \circ み は 7 す 円 半 に 片 入 数 付 1 る 責 院 暴 な 以 任 H 患 力 労 上 を ŧ 者 が とら 氏 働 $\overline{}$ 終 が の 横 力 職 了 行 陳 ۲ 員 난 沭 L ょ L T

書)等医療機関と言えない実態がある。

四 ` Č n 司 5 施 は 行 令 医 第 療 四 法 の 六 の 第 等 二一条、 の 違 反 が 背 景に 存 在 医 す 療 法 る 施 ٤ 思 行 規 料 난 則 ざ 第 る _ 九 を 得 な ļ١ -

八、死亡退院者について

のい 年 た る 大 た 和 齡 査 を 80 JII 公 を 病 行 開 そ 院 の L١ で ` 実 は 死 特 態 死 因 に は 亡 若 明 を 退 究 年者 5 院 明 か 数 す に で が は つ 多 ~ き な ١J 15 T で いが は ٥ あ 従 家 診 っ 族 T 療 ٢ 内 連 容 死 絡 ٤ 亡 t 退 の な 院 照 Ļ١ 4 者 合 数 等 t 力 ٤ 少 そ ル な テ の か を 患 5 者 含 ず

あ n ŋ 式 T 以 ま L١ す H る の 通 ŋ 岐 人 に 暜 登 ゎ 記 理 た 者 簙 り は ま 贈 本 明 す 5 に が 惑 か わ に 医 \neg 3 療 安 法 れ 田 な 人 医 北 l, l 学 錦 医 療 記 슾 監 念 大 視 財 和 団 行]1] 病 為 の かく 安 院 要 田 の 求 基 事 3 隆 務 n 1__ 室 で に 実 あ 掲 ŋ 態 示 で 3

す つ L١ ま L が 濃 T 厚 は な 大 医 和 療 JI の 病 実 院 態 に にお 鑑 け み る 精 厚 神 生 保 省 健 法 $\overline{}$ 健 を 康 無 視 政 策 Ļ 局 指 更 導に 課 医 療 保 法 健 に 違 反

て、立入検査を実施されるよう要望いたします。に基づいて、大和川病院に対し、改善命令(同法第三八条の七)の前提とし綿会全体に対する立入検査を実施されるよう、又、精神保健法第三八条の六半ムを組織され、大阪府とともに、医療法第六三条に基づいて、医療法人北局精神保健課、保険局医療指導監査室)が労働省と合同のプロジェクト・チ局精神保健課、保険局医療指導監査室)が労働省と合同のプロジェクト・チ

* 労働省関連の要望事項は、追って提出します。

以

上